

○医療倫理綱領

1. 患者の人権を守り，医療内容を十分に説明し，自己決定権を尊重します。
2. 患者に優しい心で接し，QOLを尊重します。
3. 個人としての品格を高く維持し，常に職責を自覚し，倫理的に振る舞います。
4. 医療の安全管理には最大の努力を払います。
5. 多職種間で協同し，組織運営に参画し，協力して良質な医療を行います。
6. 知識と技術の研鑽に努め，質の高い高度医療を提供します。
7. 医療の公共性を重んじ，法規範を遵守し，社会的倫理的に正しい研究を推進します。
8. 各職種における卒前卒後の教育体制を整備します。

(平成27年6月8日執行部会承認)